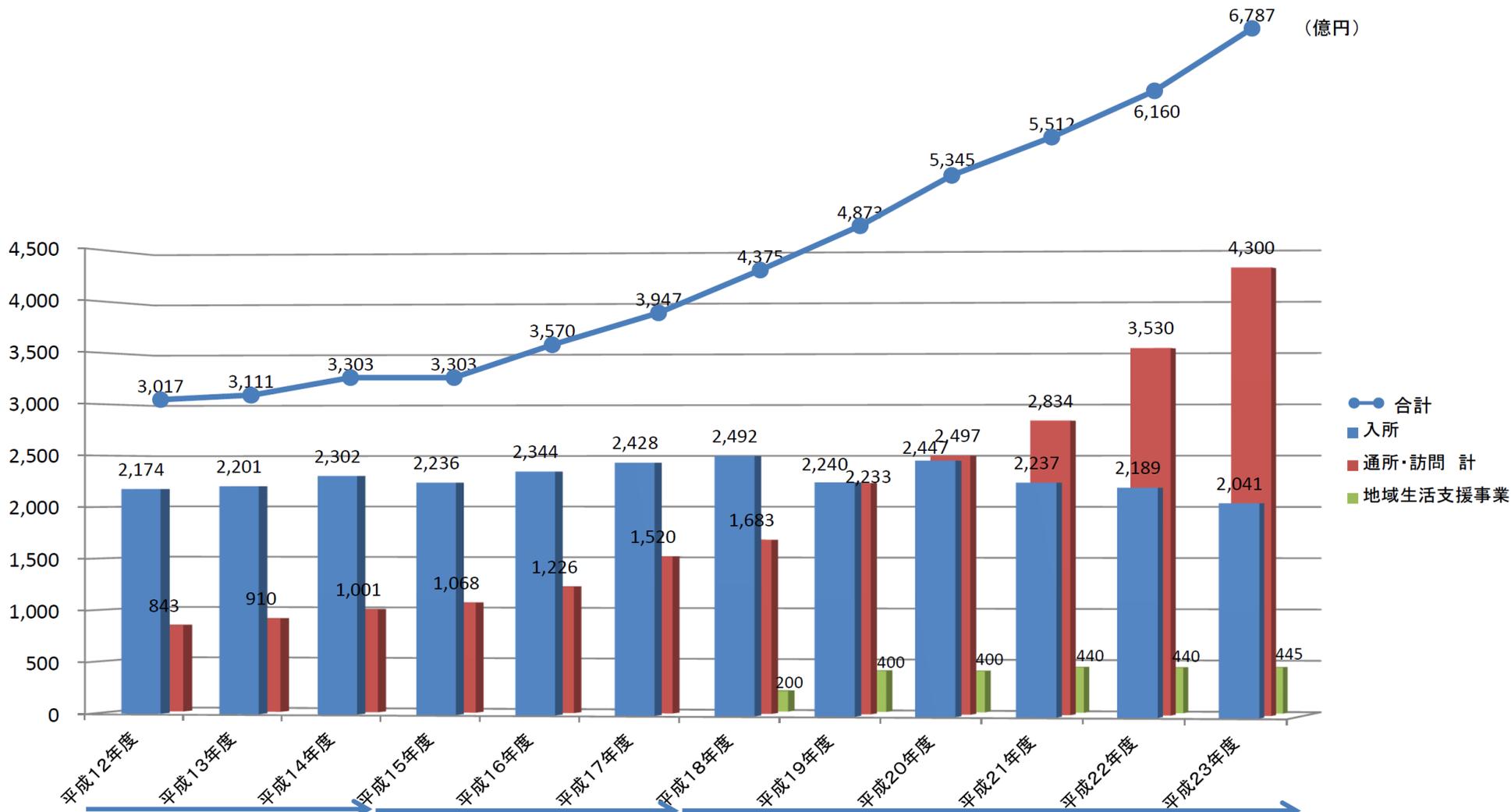


障害福祉制度を取り巻く状況

1. 総論

障害福祉サービス(入所、通所・訪問別)予算額の推移

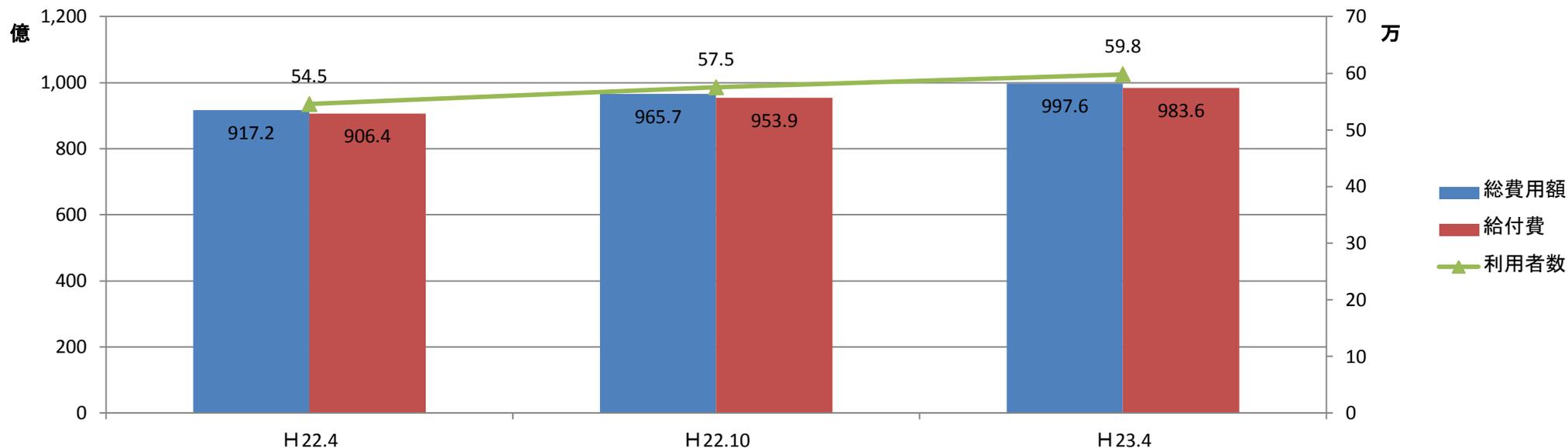


(注1) 措置費 → 支援費 → 自立支援給付費

- ・予算上サービス種別ごとの積算内訳はない。上記推計では、障害福祉サービス予算(訪問を除く)を毎年の入所と通所の利用実績により按分して算出。
- ・H12年度からH21年度の入所と通所の利用実績については、サービス種別毎に社会福祉施設等調査の実利用人員、国保連データの1人当たり単価により算出。訪問については年度ごとの予算額を計上。
- ・H22年度以降については、H18年度からH21年度までの入所と通所の利用実績の伸び率、訪問の予算額の伸び率により算出。

(注2)
H21年度の報酬改定率 5.1%。

総費用額・給付費と実利用者数、請求事業所数の推移

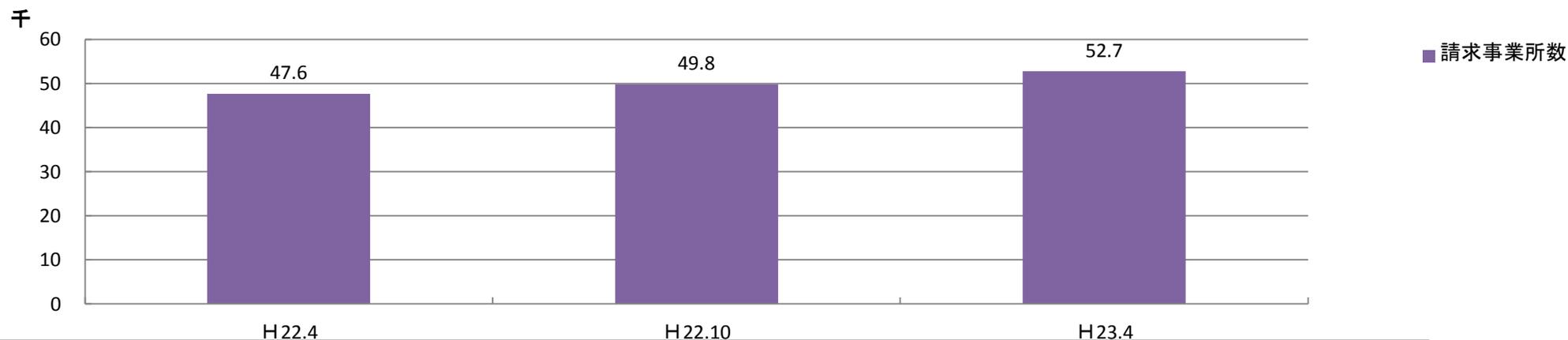


○ 平成22年4月→平成23年4月の伸び率(年率)

・総費用額……8.8%

・給付費……8.5%

・実利用者数……9.7%



○ 平成22年4月→平成23年4月の伸び率(年率)……10.7%

※ 旧体系サービスが新体系サービスへ移行した場合、日中のサービスと夜間のサービスに重複して計上。

※ 複数の日中のサービスを実施する多機能型事業所の場合、それぞれの日中のサービスに重複して計上。

実利用者数の推移



○平成22年7月→平成23年7月の伸び率(年率)……9.6%

このうち	身体障害者の伸び率……	6.3%	(23年7月の利用者数)	15.3万人
	知的障害者の伸び率……	6.1%		29.5万人
	精神障害者の伸び率……	22.1%		9.4万人
	障害児の伸び率……	16.7%		7.7万人

サービス毎の利用状況

○サービス毎の利用状況

利用者数(平成19年11月～平成23年7月)

(注)・複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上している。

(単位:人)

・指定相談支援については、平成20年7月分よりデータを抽出開始している。

サービス種類	利用者数																
	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
居宅介護	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741	91,906	91,106	93,194	94,101	94,730	95,813	94,983	95,537	96,955
重度訪問介護	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	7,103	7,086	7,150	7,170	7,156	7,177	7,097	7,089	7,155
行動援護	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	3,564	3,591	3,592	3,694	3,769	3,831	3,738	3,806	3,956
重度障害者等包括支援	26	28	27	27	28	24	24	24	22	23	22	23	23	23	22	22	23
療養介護	1,963	1,969	1,966	1,962	1,970	1,984	1,964	2,022	2,026	2,026	2,024	2,043	2,050	2,048	2,039	2,042	2,032
生活介護	45,427	45,924	46,330	46,293	47,596	63,457	64,766	65,338	66,180	66,205	67,290	69,725	70,316	70,787	71,314	71,724	74,042
児童デイサービス	35,050	35,663	35,977	36,248	37,967	33,775	34,636	36,152	38,516	37,439	38,785	39,632	40,065	41,236	41,331	41,492	42,464
短期入所	21,762	21,011	18,679	19,388	21,621	20,727	21,627	21,678	22,971	24,085	22,445	23,597	23,528	22,831	20,656	21,062	23,878
共同生活介護	22,794	22,998	23,253	23,475	23,675	24,824	25,461	25,768	26,178	26,420	26,905	27,230	27,486	27,797	28,033	28,239	28,691
施設入所支援	15,019	15,306	15,715	15,727	15,891	25,277	25,893	26,207	26,625	26,859	27,125	28,739	29,070	29,211	29,751	29,967	30,917
共同生活援助	18,012	18,059	18,150	18,205	18,352	18,770	18,973	18,982	18,940	19,062	19,175	19,255	19,388	19,460	19,496	19,567	19,703
自立訓練(機能訓練)	2,174	2,188	2,177	2,201	2,237	2,367	2,425	2,431	2,425	2,417	2,498	2,461	2,501	2,491	2,479	2,463	2,527
自立訓練(生活訓練)	5,770	5,803	5,870	5,913	6,121	7,206	7,416	7,474	7,691	7,747	7,879	7,510	7,736	7,785	7,804	7,813	8,017
宿泊型自立訓練	56	57	63	62	65	86	88	86	92	89	76	106	102	94	77	81	92
就労移行支援	9,253	9,359	9,564	9,654	10,118	13,371	13,807	13,941	14,374	14,536	14,760	15,009	15,162	15,214	15,333	15,491	15,969
就労移行支援(養成施設)	276	275	272	271	118	235	238	233	227	176	224	221	222	222	221	220	110
就労継続支援A型	3,401	3,445	3,587	3,622	3,696	4,620	4,856	4,946	5,116	5,213	5,333	5,549	5,641	5,710	5,809	5,943	6,168
就労継続支援B型	28,340	28,503	29,186	29,426	30,446	40,613	41,988	42,442	43,349	43,678	44,627	47,020	47,842	48,576	49,265	49,617	51,514
旧身体障害者更生施設支援(入所)	3,443	3,421	3,408	3,421	3,440	2,984	2,971	2,967	2,956	2,933	2,940	2,882	2,870	2,859	2,860	2,882	2,847
旧身体障害者更生施設支援(通所)	372	373	370	376	371	339	322	342	351	352	359	366	366	376	374	377	383
旧身体障害者療養施設支援(入所)	24,131	24,125	24,048	24,034	24,032	21,758	21,742	21,642	21,600	21,646	21,641	21,347	21,258	21,103	20,871	20,785	20,312
旧身体障害者療養施設支援(通所)	906	897	905	896	909	845	863	874	861	854	859	813	777	789	779	778	778
旧身体障害者授産施設支援(入所)	7,626	7,612	7,481	7,468	7,458	6,651	6,613	6,553	6,437	6,418	6,374	6,255	6,189	6,153	6,136	6,149	6,073
旧身体障害者授産施設支援(通所)	6,977	6,974	6,842	6,832	6,855	5,979	5,975	5,917	5,917	5,907	5,910	5,693	5,689	5,633	5,595	5,578	5,535
旧知的障害者更生施設支援(入所)	81,517	81,328	81,085	81,070	80,753	74,801	74,346	74,249	73,885	73,751	73,746	72,447	72,416	72,308	71,776	71,847	71,327
旧知的障害者更生施設支援(通所)	20,586	20,378	20,213	20,106	20,245	17,559	17,442	17,466	17,307	17,219	17,250	17,001	16,849	16,943	16,726	16,766	16,859
旧知的障害者授産施設支援(入所)	10,197	10,174	10,170	10,139	10,118	9,247	9,245	9,235	9,163	9,184	9,095	8,980	8,963	8,934	8,906	8,898	8,790
旧知的障害者授産施設支援(通所)	51,928	51,836	51,517	51,337	51,210	46,992	46,796	47,109	46,411	46,298	46,350	45,622	45,346	45,464	44,885	44,802	44,555
旧知的障害者通動寮支援	2,460	2,465	2,461	2,446	2,482	2,380	2,304	2,314	2,295	2,301	2,298	2,204	2,243	2,229	2,212	2,215	2,252
計	517,938	519,416	517,815	519,440	527,470	546,965	553,514	557,606	564,488	564,621	569,926	576,695	579,753	583,097	580,568	583,252	593,924
指定相談支援	-	-	-	-	-	-	-	-	1,975	2,032	2,100	2,161	2,224	2,281	2,286	2,316	2,380
指定相談支援を含む計	-	-	-	-	-	-	-	-	566,463	566,653	572,026	578,856	581,977	585,378	582,854	585,568	596,304

サービス種類	利用者数																
	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月	平成21年7月	平成21年8月	平成21年9月	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月	平成22年7月	平成22年8月
居宅介護	96,789	97,575	99,044	100,202	99,800	101,269	100,815	101,996	103,467	103,314	103,378	105,787	106,131	107,136	109,027	110,600	110,313
重度訪問介護	7,013	7,117	7,238	7,283	7,278	7,346	7,306	7,345	7,437	7,434	7,395	7,574	7,618	7,767	7,840	7,908	7,893
行動援護	4,042	4,072	4,144	4,388	4,414	4,403	4,399	4,465	4,528	4,530	4,454	4,830	4,982	5,015	5,075	5,352	5,343
重度障害者等包括支援	23	26	24	25	25	24	26	23	24	22	23	22	23	24	24	25	25
療養介護	2,035	2,034	2,069	2,051	2,070	2,082	2,073	2,079	2,086	2,089	2,084	2,090	2,086	2,097	2,109	2,109	2,119
生活介護	96,655	99,010	100,206	101,531	101,827	102,871	105,121	106,618	107,821	108,389	108,465	111,207	129,386	131,913	132,879	133,542	134,125
児童デイサービス	38,363	39,689	41,878	44,338	43,650	44,683	45,165	46,208	47,389	48,500	48,626	50,059	46,100	48,571	50,960	53,954	53,497
短期入所	22,826	23,785	24,313	26,087	26,549	25,293	25,059	24,604	23,862	22,819	23,335	26,495	25,832	26,941	27,091	28,928	29,480
共同生活介護	30,350	31,348	31,822	32,148	32,544	32,994	33,348	33,926	34,312	34,689	34,941	35,492	37,363	37,944	38,425	38,869	39,204
施設入所支援	43,695	45,020	45,644	46,486	46,566	47,086	48,849	49,423	50,221	50,728	50,853	51,940	63,598	65,074	65,659	65,878	66,195
共同生活援助	19,679	19,985	20,143	20,055	20,147	20,225	19,958	20,114	20,226	20,232	20,205	20,491	20,822	20,970	21,179	21,252	21,337
自立訓練(機能訓練)	2,321	2,329	2,404	2,419	2,403	2,435	2,196	2,268	2,254	2,253	2,235	2,289	2,365	2,401	2,456	2,461	2,440
自立訓練(生活訓練)	8,545	8,758	8,875	8,855	8,869	8,937	8,336	8,408	8,475	8,450	8,479	8,752	8,638	8,867	8,908	8,930	8,943
宿泊型自立訓練	166	186	190	218	226	304	370	409	411	425	417	458	604	674	702	717	731
就労移行支援	18,000	18,596	18,818	19,084	19,019	19,055	18,266	18,518	18,707	18,750	18,638	19,292	19,832	20,064	20,143	20,160	20,305
就労移行支援(養成施設)	195	194	199	195	163	190	187	190	186	186	185	165	213	221	223	220	202
就労継続支援A型	6,823	7,171	7,342	7,494	7,654	7,815	7,900	8,233	8,356	8,574	8,570	8,948	9,814	10,128	10,464	10,780	10,982
就労継続支援B型	64,515	67,168	68,563	69,385	69,967	70,351	71,808	72,789	74,121	75,169	74,761	77,179	89,900	91,183	92,911	93,597	93,717
旧身体障害者更生施設支援(入所)	2,117	2,103	2,106	2,103	2,087	2,094	2,084	2,048	2,081	2,068	1,994	2,086	1,683	1,676	1,669	1,615	1,579
旧身体障害者更生施設支援(通所)	265	268	274	273	287	285	287	275	283	286	271	284	212	208	208	204	194
旧身体障害者療養施設支援(入所)	16,858	16,928	16,952	16,473	16,425	16,251	15,565	15,609	15,547	15,533	15,355	15,281	11,446	11,353	11,231	10,912	10,928
旧身体障害者療養施設支援(通所)	682	713	714	697	682	674	596	601	591	592	580	570	475	471	470	463	461
旧身体障害者授産施設支援(入所)	5,081	5,044	5,014	4,993	5,004	4,992	4,684	4,740	4,586	4,643	4,483	4,515	3,660	3,643	3,629	3,576	3,577
旧身体障害者授産施設支援(通所)	4,657	4,640	4,657	4,666	4,665	4,684	4,509	4,522	4,565	4,554	4,470	4,419	3,664	3,658	3,641	3,614	3,613
旧知の障害者更生施設支援(入所)	61,265	61,277	61,167	60,601	60,419	60,434	57,602	57,790	57,873	57,233	56,903	56,665	48,312	48,169	48,007	47,583	47,597
旧知の障害者更生施設支援(通所)	13,481	13,593	13,587	13,296	13,240	13,260	12,725	12,574	12,689	12,539	12,474	12,465	11,224	11,163	11,197	11,157	11,060
旧知の障害者授産施設支援(入所)	8,030	7,972	7,886	7,779	7,777	7,765	7,708	7,655	7,729	7,677	7,536	7,693	6,965	7,049	7,041	7,016	7,025
旧知の障害者授産施設支援(通所)	37,364	37,498	37,542	37,230	37,104	37,134	36,376	36,511	36,554	36,305	36,079	36,013	31,615	31,533	31,391	31,211	31,145
旧知の障害者通働支援	2,194	2,109	2,133	2,123	2,116	2,086	1,981	1,942	1,975	1,974	1,955	2,015	1,739	1,726	1,717	1,690	1,693
計	614,029	626,208	634,948	642,478	642,977	647,022	645,299	651,883	658,356	659,957	659,144	675,076	696,302	707,639	716,276	724,323	725,723
指定相談支援	2,430	2,525	2,627	2,719	2,777	2,860	2,931	2,905	3,024	3,028	3,051	3,116	3,080	3,186	3,250	3,269	3,324
指定相談支援を含む計	616,459	628,733	637,575	645,197	645,754	649,882	648,230	654,788	661,380	662,985	662,195	678,192	699,382	710,825	719,526	727,592	729,047

サービス種類	利 用 者 数																
	平成22年9月	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月
居宅介護	112,176	113,697	115,150	116,523	116,463	117,091	118,547	119,226	120,140	121,670	122,802						
重度訪問介護	7,985	8,090	8,105	8,168	8,136	8,101	8,195	8,262	8,345	8,383	8,429						
行動援護	5,372	5,451	5,504	5,558	5,444	5,470	5,594	5,638	5,738	5,757	6,082						
重度障害者等包括支援	25	25	25	26	26	26	23	30	35	35	35						
療養介護	2,126	2,126	2,132	2,126	2,125	2,125	2,123	2,093	2,095	2,105	2,108						
生活介護	135,142	138,305	139,217	139,833	140,295	140,608	142,816	172,699	175,096	176,398	177,534						
児童デイサービス	55,162	56,479	57,709	59,031	59,690	60,118	60,539	56,460	59,654	62,511	66,036						
短期入所	28,135	29,074	28,630	28,012	25,677	25,931	27,880	27,675	28,915	29,525	31,334						
共同生活介護	39,480	39,754	40,040	40,341	40,543	40,783	41,288	42,972	43,812	44,203	44,507						
施設入所支援	66,838	68,828	69,209	69,531	69,920	70,078	70,892	89,776	91,137	91,874	92,542						
共同生活援助	21,504	21,534	21,655	21,813	21,830	21,873	22,035	22,304	22,485	22,645	22,704						
自立訓練(機能訓練)	2,496	2,462	2,467	2,431	2,400	2,425	2,447	2,521	2,493	2,559	2,592						
自立訓練(生活訓練)	9,013	9,021	8,991	9,056	8,986	9,068	9,166	9,271	9,360	9,560	9,556						
宿泊型自立訓練	713	784	773	787	795	784	848	1,257	1,292	1,304	1,319						
就労移行支援	20,317	20,039	20,014	19,966	19,950	19,986	20,413	21,280	21,538	21,828	21,829						
就労移行支援(養成施設)	218	214	214	211	209	205	190	207	210	206	204						
就労継続支援A型	11,177	11,590	11,933	12,234	12,485	12,731	13,104	14,198	14,677	15,245	15,701						
就労継続支援B型	95,060	97,472	98,696	99,432	99,971	100,599	102,521	119,524	121,493	122,649	123,626						
旧身体障害者更生施設支援(入所)	1,621	1,510	1,520	1,519	1,481	1,501	1,509	882	874	867	857						
旧身体障害者更生施設支援(通所)	197	171	171	174	179	173	177	140	138	139	137						
旧身体障害者療護施設支援(入所)	10,798	10,169	10,148	10,078	9,957	9,950	9,809	6,955	6,710	6,417	6,251						
旧身体障害者療護施設支援(通所)	461	417	417	414	411	410	401	278	229	232	234						
旧身体障害者授産施設支援(入所)	3,584	3,402	3,279	3,108	3,033	3,030	2,951	1,877	1,866	1,849	1,823						
旧身体障害者授産施設支援(通所)	3,594	3,476	3,432	3,423	3,314	3,273	3,321	2,413	2,419	2,415	2,407						
旧知的障害者更生施設支援(入所)	47,328	45,980	45,579	45,454	45,078	44,970	44,369	29,487	29,082	28,642	28,057						
旧知的障害者更生施設支援(通所)	11,066	10,648	10,387	10,356	10,113	10,081	10,056	6,372	6,360	6,268	6,190						
旧知的障害者授産施設支援(入所)	6,995	6,975	6,942	6,916	6,923	6,897	6,874	5,533	5,510	5,469	5,301						
旧知的障害者授産施設支援(通所)	31,048	30,626	30,165	30,073	29,889	29,758	29,322	20,029	19,871	19,669	19,311						
旧知的障害者通動寮支援	1,682	1,682	1,671	1,669	1,663	1,648	1,667	1,456	1,343	1,325	1,301						
計	731,313	740,001	744,175	748,263	746,986	749,693	759,077	790,815	802,917	811,749	820,809	0	0	0	0	0	0
指定相談支援	3,351	3,379	3,399	3,458	3,517	3,557	3,630	3,685	3,765	3,825	3,844						
指定相談支援を含む計	734,664	743,380	747,574	751,721	750,503	753,250	762,707	794,500	806,682	815,574	824,653	0	0	0	0	0	0

[平成22年7月→平成23年7月の伸び率(例)]

○居宅介護・・・11.0% ○共同生活介護・・・14.5% ○共同生活援助・・・6.8%

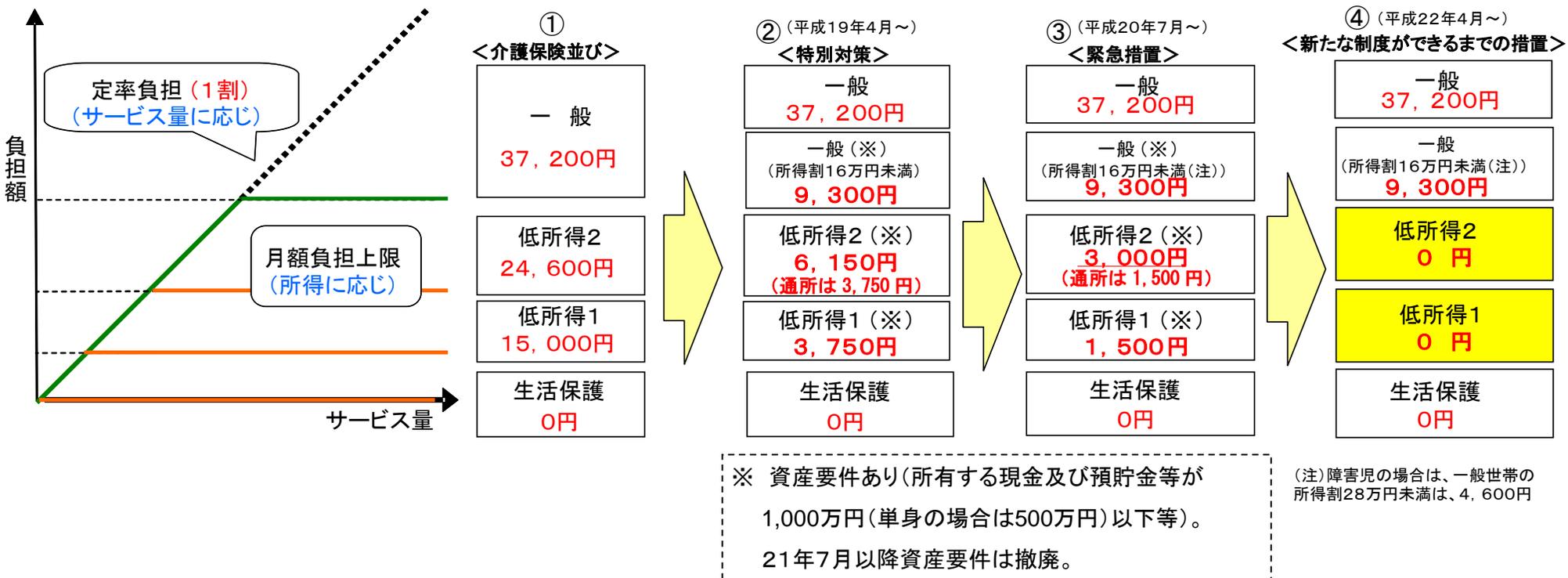
※以下のサービスは、旧体系からの移行も含めた伸び率である。

●生活介護・・・32.9% ●就労移行支援・・・8.3% ●就労継続支援A型・・・45.6% ●就労継続支援B型・・・32.1%

利用者負担の軽減措置について

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から新たな制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。



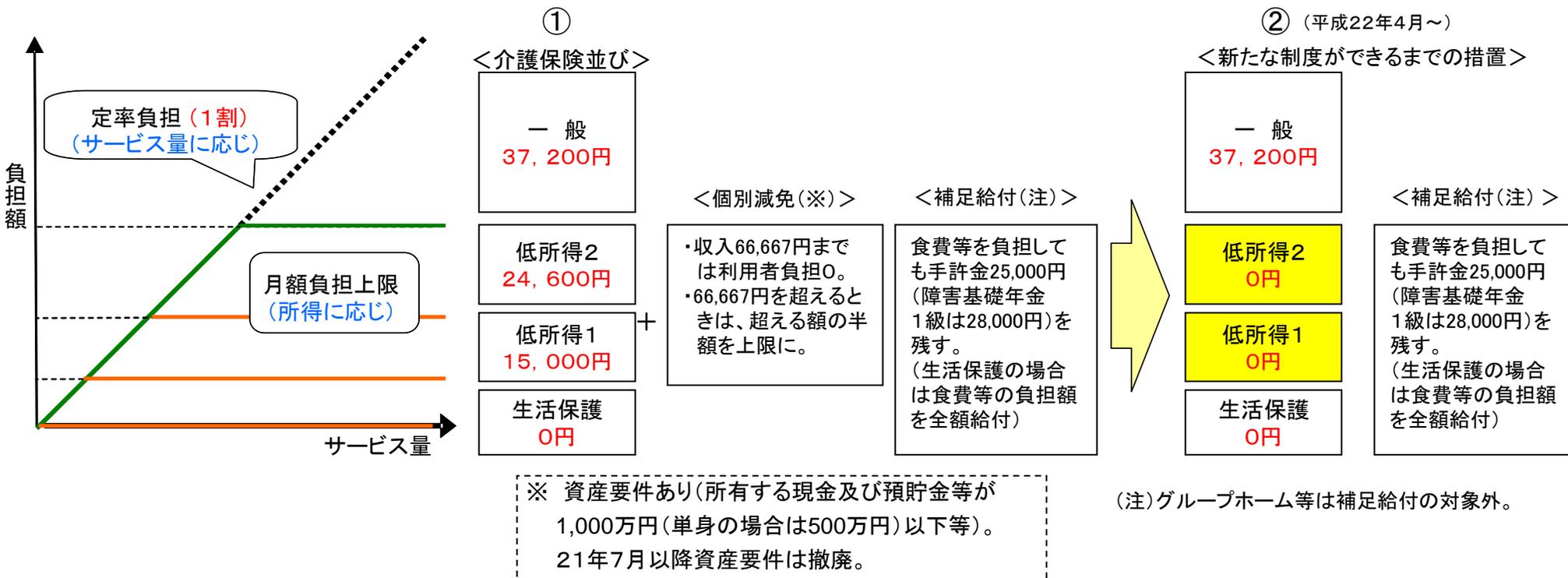
- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の軽減措置について

(入所サービス等の場合【障害者】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から新たな制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。



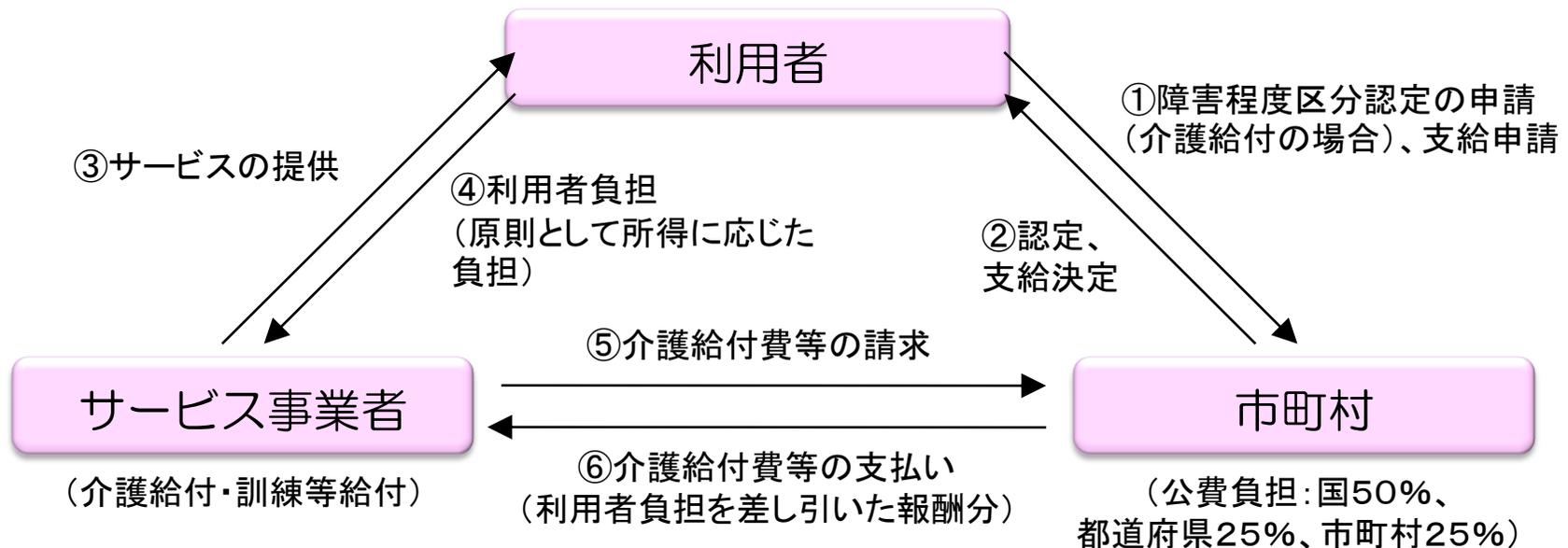
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

障害福祉サービスの報酬について①

- 障害福祉サービスの報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービスの報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

【障害福祉サービスの報酬の支払いの流れ（概要）】

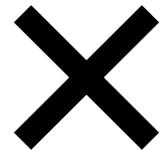


障害福祉サービスの報酬について②

- 障害福祉サービスの報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（障害者自立支援法第29条第3項等）
- 利用者に直接障害福祉サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービスの報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

【障害福祉サービスの報酬の算定】

サービスごとに算定した単位数



サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

(10円～10.98円)



事業者を支払われるサービス費

(利用者は所得に応じた自己負担)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(告示)等

厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)

平成21年度障害福祉サービス報酬改定のポイント (改定率: +5.1%)

1. 良質な人材の確保

- 人材確保・重度者対応に積極的に取り組む事業所の評価(訪問系サービスに係る特定事業所加算の創設)
- 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職員や常勤職員の配置を評価

2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

- 児童デイサービス、機能訓練など、経営実態調査の結果収支差率がマイナスであった事業については、基本報酬単価を見直し、費用に見合った報酬単価を設定
- 利用者の急な利用中止時にも事業者において体制を整えていることに着目し、欠席時のフォローアップを評価

3. サービスの質の向上

- 看護職員の配置のないサービスにおける医療機関との連携による看護の提供の評価、医療機関による短期入所サービスの提供形態の多様化など、医療的なケアを要する者への対応を充実
- 視覚・聴覚障害等の重複障害など障害特性への配慮を充実、リハビリや栄養管理等に関する個別の支援を評価

4. 地域生活の基盤の充実

- ケアホーム・グループホームについて、手厚い世話人の支援体制の評価(利用者4人に対し世話人1人)、夜間の支援に係る評価の充実等により、その支援機能を強化
- 重度訪問介護、家事援助等の訪問系サービスや短期入所の評価を充実

5. 中山間地等への配慮

- 中山間地等に居住する者への訪問サービスの提供を加算で評価
- 定員40人以下一律だった日中活動系サービスの報酬単価に、定員20人以下の小規模事業所向け単価を創設

6. 新体系への移行の促進

- 就労継続支援B型について、以前の人員配置も踏まえて、手厚い支援体制(利用者7.5人に対し支援者1人+工賃倍増のための支援員の配置)を評価
- 障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)について、前年度の平均障害程度区分に基づく評価では利用者の入れ替わりへの対応が難しい等の問題があったため、これを見直すとともに、土日等の支援の評価を引き上げ

(参考)賃金・物価等の経済状況

○ 賃金、物価ともに下落傾向。

	H21	H22	H23 (年度途中)	H21～23 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.5%	▲1.8%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.4%	▲2.5%

(資料)賃金:「毎月勤労統計調査報告」の規模5人以上事業所の「きまって支給する給与」のうち、平成21年度～22年度は対前年度比、平成23年度は4月から6月の対前年度同月比の平均値。

物価:消費者物価上昇率のうち、平成21年度及び平成22年度は対前年度比、平成23年度は4月から6月の対前年度同月比の平均値。

2. 平成24年度報酬改定に向けて

障害福祉サービス等報酬改定に関連する動き

- 障害者自立支援法の一部改正の施行(平成24年4月施行分)について
- 新体系移行の状況について
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金の状況について
- 医療と介護の連携について
- その他

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出

平成22年12月 3日 改正法が成立

利用者本位のサービス体系へ再編

※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月までに完了。

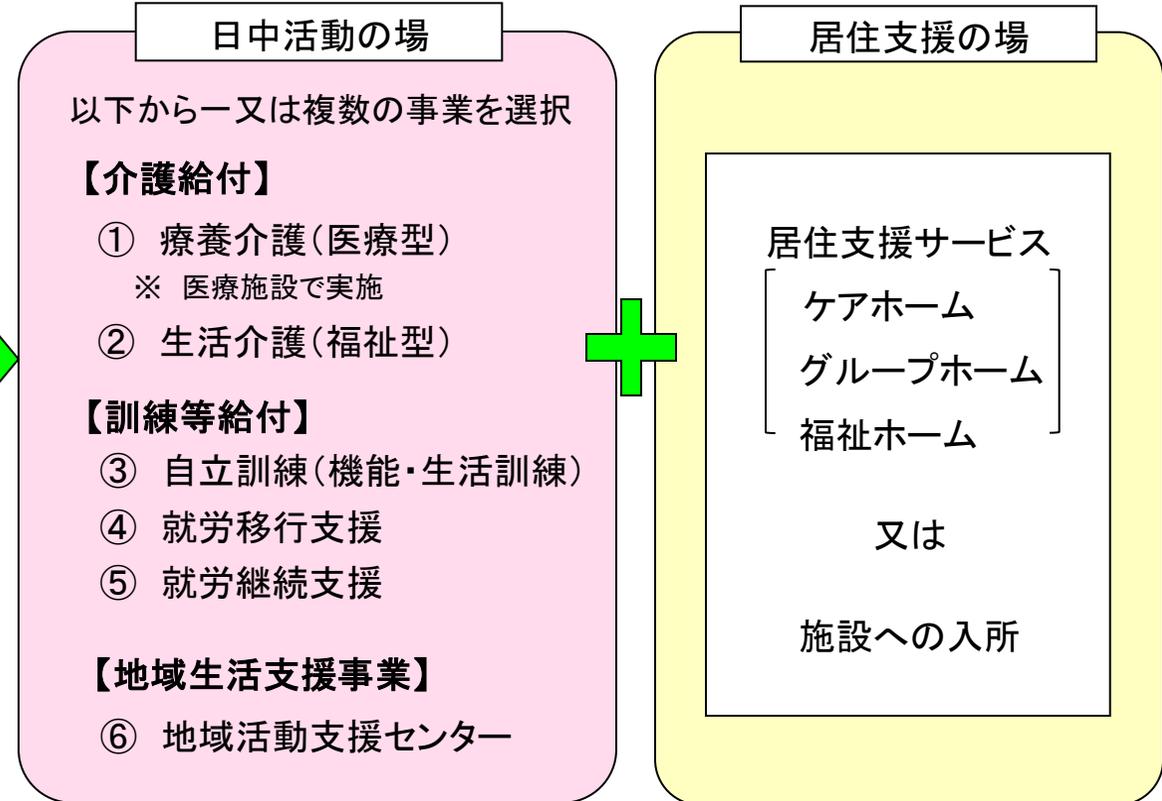
<再編前:旧体系>



新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 障害一元化
- 昼夜分離
- 地域移行等の促進

<再編後:新体系>



○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

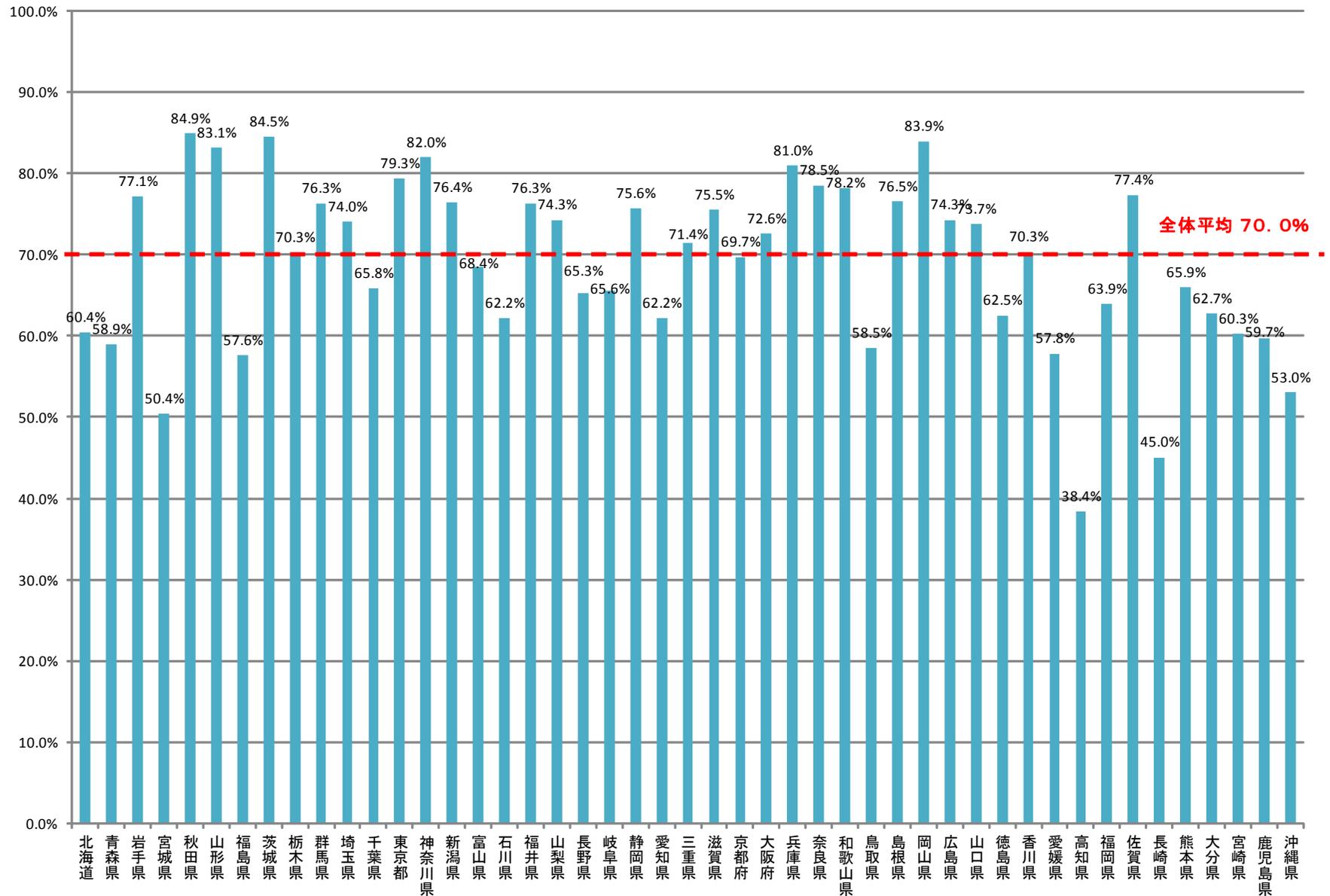
	平成23年4月1日 新体系移行数	平成23年4月1日 旧体系指定数	平成23年4月1日 新体系移行数 +旧体系指定数	移行割合
(1) 身体障害者更生援護施設				
身体障害者療護施設	372	131	503	73.96%
身体障害者更生施設	78	25	103	75.73%
身体障害者入所授産施設	146	55	201	72.64%
身体障害者通所授産施設	252	89	341	73.90%
身体障害者小規模通所授産施設	232	48	280	82.86%
身体障害者福祉工場	26	9	35	74.29%
合 計	1106	357	1,463	75.60%
(2) 知的障害者援護施設				
知的障害者入所更生施設	970	508	1,478	65.63%
知的障害者入所授産施設	110	114	224	49.11%
知的障害者通勤寮	53	66	119	44.54%
知的障害者通所更生施設	424	152	576	73.61%
知的障害者通所授産施設	1116	518	1,634	68.30%
知的障害者小規模通所授産施設	390	40	430	90.70%
知的障害者福祉工場	64	6	70	91.43%
合 計	3,127	1,404	4,531	69.01%
(3) 精神障害者社会復帰施設				
精神障害者生活訓練施設	109	176	285	38.25%
精神障害者入所授産施設	17	10	27	62.96%
精神障害者通所授産施設	217	82	299	72.58%
精神障害者小規模通所授産施設	343	84	427	80.33%
精神障害者福祉工場	17	2	19	89.47%
合 計	703	354	1,057	66.51%
(4) 合 計				
合 計	4,936	2,115	7,051	70.00%

※1 上記「移行割合」は、平成23年4月1日時点で現存する事業所数（新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計）のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 上記の新体系移行数及び旧体系指定数は、各都道府県からの報告に基づく集計値

新体系サービスへの移行割合(都道府県別) H23.4.1時点

都道府県名	移行割合
北海道	60.4%
青森県	58.9%
岩手県	77.1%
宮城県	50.4%
秋田県	84.9%
山形県	83.1%
福島県	57.6%
茨城県	84.5%
栃木県	70.3%
群馬県	76.3%
埼玉県	74.0%
千葉県	65.8%
東京都	79.3%
神奈川県	82.0%
新潟県	76.4%
富山県	68.4%
石川県	62.2%
福井県	76.3%
山梨県	74.3%
長野県	65.3%
岐阜県	65.6%
静岡県	75.6%
愛知県	62.2%
三重県	71.4%
滋賀県	75.5%
京都府	69.7%
大阪府	72.6%
兵庫県	81.0%
奈良県	78.5%
和歌山県	78.2%
鳥取県	58.5%
島根県	76.5%
岡山県	83.9%
広島県	74.3%
山口県	73.7%
徳島県	62.5%
香川県	70.3%
愛媛県	57.8%
高知県	38.4%
福岡県	63.9%
佐賀県	77.4%
長崎県	45.0%
熊本県	65.9%
大分県	62.7%
宮崎県	60.3%
鹿児島県	59.7%
沖縄県	53.0%
全体平均	70.0%



※1 平成23年4月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 各都道府県からの報告に基づくもの

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金について

主な事業

① 事業運営安定化事業

障害者自立支援法施行前の旧体系施設の新体系への円滑な移行(平成23年度が期限)を促すため、新体系移行後に減収となった施設の事業運営の安定化を図る事業。

② 障害者自立支援基盤整備事業

既存施設が新体系に移行する場合に必要な施設の改修やグループホーム等の整備に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図る事業。

③ 福祉・介護人材の処遇改善事業

福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、福祉・介護職員の処遇改善を図る事業。(職員一人当たり1.5万円相当額)

予算額 3,377億円(平成18年度の創設以来の合計)

主な経緯

- 平成18年度補正予算において基金造成 960億円(平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算において、基金の積み増し(650億円)及び期間を平成23年度まで延長。
- 平成21年度補正予算において、福祉・介護人材処遇改善事業(1,070億円)を創設。
- 平成22年度補正予算において、基金の積み増し(39億円)
- 平成23年度補正予算において、基金の積み増し(15億円)
- ※ 平成23年度をもって終了する障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)については、積み増し及び期限延長等について、別途検討する。

福祉・介護人材の処遇改善について

○ 福祉・介護人材の処遇改善事業の概要、効果、課題

概要

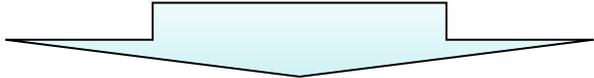
- 平成21年度補正予算により、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円引上げの経費を事業者に交付。(H21.10～24.3までの時限措置で全額国費(約1,070億円))
- 全国平均で73%の事業所が助成金を申請、交付(23年2月末現在)

効果

- 平成22年度に福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における平成22年の直接処遇職員の平均給与額は、前年同月(9月)に比べて約1.5万円増加。対象外の職種(看護職員等)の平均給与額も、1.4万円～1.9万円増加。
(平成22年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査)

課題

- 給与の引上げの多くは一時金(69%)や諸手当(28%)という形で行われており、継続性(「基本給の引上げ」約17%。)が弱い。(平成22年4月に障害福祉課においてアンケートを実施)

- 
- 適切な障害福祉サービス供給を安定的に確保するため、助成金による介護労働力需給の改善効果を維持することが重要
 - この際、助成金による賃金改善はその多くが一時的な対応にとどまっていることを踏まえ、効果が持続するような対応(条件付きで報酬に組み入れるなど)を検討することが必要

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置

財政運営戦略(抜粋)

〔平成22年6月22日
閣議決定〕

Ⅱ. 具体的な取組

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。

3. 関連する動き

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

※ 平成23年6月14日牧義夫衆議院厚生労働委員長から提出、平成23年6月17日成立

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

基本的施策関係(公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策

障害者政策委員会等(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

国)障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・報告

地方)審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

附則

検討(附則第2条関係)

- ・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保
- ・その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。